医療機関で婦人科検診を受診する方へ

平成28年度の子宮頸がん・乳がん検診を、医療機関で受診する方は、受診票の有効期限が1月31日までとなっています。期限を過ぎると使用できなくなりますので、お早めの予約・受診をお願いします。

また、平成28年度クーポン対象の方も有効期限は1月31日までです。

【問い合わせ先】
健康介護支援課健康づくり班
☎52・9282

ウォームビズに協力を

地球温暖化の原因である温室効果ガス削減のため、職場の暖房温度を20℃に設定し、温かい服装で勤務するビジネススタイルのことを**ウォームビズ**といいます。

暖房の設定温度を1℃下げるだけで大きな効果があります。職場だけでなく、ご家庭でも暖房温度を20℃に設定するなど、皆さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
環境上下水道課環境班
☎53・1063

国民年金保険料は便利な納付方法で

◆口座振替がお得で便利

国民年金保険料の納付には口座振替が利用できます。

口座振替には、現金納付よりも割引額が大きい6カ月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割制度があります。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、ご希望の金融機関または南国年金事務所へお申し出ください。

◆クレジットカードもOK

国民年金保険料は、クレジットカードでも納付できます。

4月からは、新たにクレジットカード納付でも2年前納が利用できるようになります。ただし、有効期限を迎えるクレジットカードの場合、更新時に改めて手続きが必要になる場合があります。ご注意ください。

クレジットカードでの納付希望の方、または、クレジットカードの有効期限を迎える方は、南国年金事務所へお問い合わせください。

◆電子納付（Pay-easy）

Pay-easyなら、自宅や外出先から、夜間や休日でも納付ができます。

納付書に記載されている収納機関番号・納付番号・確認番号を、Pay-easy対応のATMかインターネットバンキングの画面に入力するだけで納付できます。ただし、コンビニエンスストア内に設置されている複数の銀行に対応したATMでは利用できません。

【問い合わせ先】
南国年金事務所
☎088・864・1111

ノロウイルスによる感染性胃腸炎に注意！

ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、年間を通して見られますが、冬場に多く発生するため、今の季節は特に注意が必要です。ウイルスの付着した手指や食品などを介して経口感染し、嘔吐（おうと）、下痢（げり）、腹痛、発熱などの症状が出ます。通常は2～3日で回復しますが、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児は、脱水症状を起こし重症化する場合がありますので、一層の注意が必要です。

◆予防対策と注意事項

（1）食事の前やトイレの後には、必ずせっけんでよく手を洗いましょう。
（2）生の肉や魚介類を調理した調理器具はしっかりと洗い、熱湯などで消毒をしましょう。
（3）下痢や嘔吐などの症状がある場合は、食品を直接取り扱うことは控えましょう。
（4）下痢や嘔吐の激しい場合は、脱水症状を起こさないように水分を補給してください。むやみに市販の下痢止めなどを使用せず、早めに医療機関で受診しましょう。
（5）加熱が必要な食品はしっかり加熱して食べましょう。カキなどの魚介類の生食は、高齢者や乳幼児の方は避けましょう。
（6）症状のある方の便や嘔吐物には、大量のウイルスが含まれていますので、直接手で触れないようにしましょう。
（7）消毒には加熱や家庭用塩素系漂白剤が有効です。便や嘔吐物の付着には約50倍希釈、調理器具やおもちゃには約250倍希釈で消毒します。容器に記載の使用上の注意等をよくご覧ください。消毒用アルコールは効果がありません。

【問い合わせ先】
健康介護支援課　☎52－9281

固定資産税班からお知らせ

償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で商店などを経営している方や、農業や不動産等の事業を行っている方が、その事業のために所有している有形資産のことで、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具等です。毎年１月１日現在で所有している償却資産がある場合には、地方税法第３８３条の規定により、申告していただくことになっています。

該当する償却資産のある会社および個人の方は、平成２９年１月３１日（火）までに申告をお願いします。

忘れていませんか？
太陽光発電設備の申告

会社や個人事業主として太陽光発電設備を設置している場合は、売電・非売電にかかわらず、償却資産の申告が必要です。住宅用に個人が設置した場合でも10kW以上の発電量で全量売電の場合は申告が必要です。

新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

平成２９年度固定資産税の課税にあたり、平成２８年（１月～１２月）中に新築・増築または取り壊した家屋についての申告の受付を、税務課固定資産税班で行っています。適正課税のため、平成２８年１２月末までに取り壊した家屋については、**平成２８年度固定資産税納税通知書**に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成２８年中に新築または増築された家屋を税務課職員が調査した際に、取り壊しの確認ができている分については申告の必要はありません。

土地評価の特殊なケースでは申し出を！

市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因全てを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。

特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方はご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例

・公法上（都市計画法、建築基準法、一部条例など）の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地（一部評価額に反映されているものもあります）。
・特別に災害の危険性が高い土地など。

■問い合わせ先
税務収納課固定資産税班　☎５３－３１１６

固定資産税を納める方

固定資産税の納税義務者とは、原則として毎年１月１日（『賦課期日』といいます）の固定資産の所有者をいいます。固定資産の所有者とは、具体的に次のとおりです。

①土地の場合
土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

②家屋の場合
建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

③償却資産の場合
償却資産課税台帳に所有者として登録されている方